

# 産前産後期間相当分（4か月分）の国民健康保険税が免除されます！

## 対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。  
妊娠85日（12週）以上の出産が対象です。（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます。）
- 出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

## 免除期間

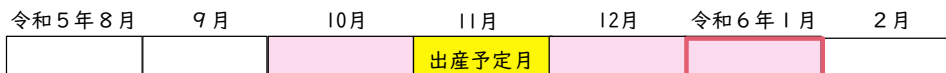
- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。



※産前産後期間相当分の所得割額と均等割額が年額から減額されます。産前産後期間の保険税が0になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3か月前から6か月相当分が減額されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。



※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

…対象期間

- 保険税が減額された場合、払い過ぎになった保険税は還付されます。

## 届出に必要な書類

- ① 産前産後期間にかかる保険税軽減届出書
- ② 母子健康手帳

※必要に応じて、上記以外の書類も提出していただくことがあります。

## 届出先

芳賀町税務課町民税係 ☎028-677-6013

※産前産後減免期間に転出する場合は転出先でも届出が必要です。

国保に加入している

# 出産予定の方へ



令和6年1月改正

## 産前産後の国民健康保険税(4か月分)が免除になります！

令和6年1月1日から、産前産後の国民健康保険(国保)被保険者の国民健康保険税のうち所得割額と均等割額が免除になります。

### 届け出

免除を受けるためには、原則として、世帯主が市区町村に届け出る必要があります。

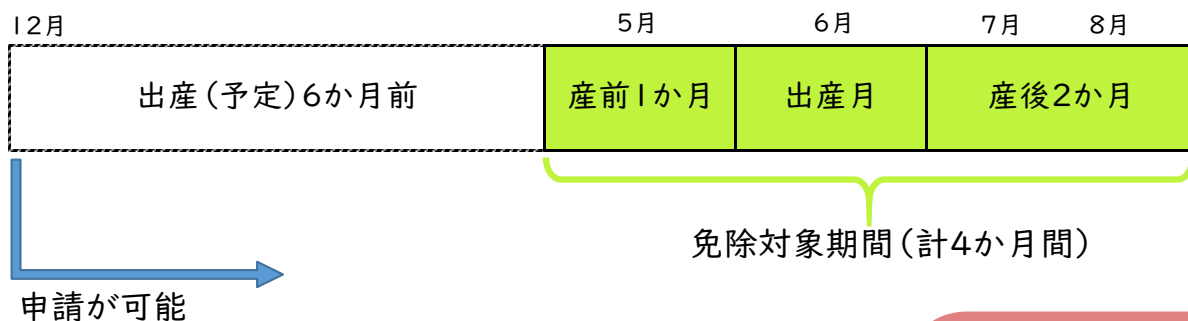
申請は出産予定の6か月前からしていただけます。

必要な書類は「産前産後期間にかかる保険税軽減届出書」と「母子健康手帳」です。

### 免除期間

- 単胎妊娠の場合：出産予定日(または出産日)が属する月の前月から**4か月間**
  - 多胎妊娠の場合：出産予定日(または出産日)が属する月の3か月前から**6か月間**
- 「出産」とは、妊娠85日以上の分娩(早産、死産、流産および人工妊娠中絶された方を含みます)をいいます。

例 6月出産予定の場合



詳しい内容は裏面へ

問合せ 芳賀町税務課町民税係 ☎028-677-6013

